

申立人 JR サービック労働組合
被申立人 株式会社関西新幹線サービス

大阪府労働委員会 御中

2025年12月24日

申立人 柳楽 関

証拠説明書

申立人は、（甲1～甲17）について、以下の通り立証の趣旨を説明する。

号証	標目	作成年月日	作成者	立証主旨
甲1	「申」第1号 (写)	2024.1.29	申立人	基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数を(113日)を本社社員と同様の120日にするように求めたこと
甲2	「発」第2号 (写)	2023.8.18	申立人	労働協約の締結を求めたこと
甲3	「発」第4号 (写)	2023.9.14	申立人	労働協約締結の団体交渉を開催しないことから9月中に開催を求め、9月19日までに書面で回答を求めたこと

甲 4	「発」第 5 号 (写)	2023. 9. 21	申立人	「発」第 4 号に対して回答がないことから、9月 25 日までに回答することを再度求めたこと
甲 5	あっせん申請書 (写)	2023. 10. 2	申立人	団体交渉の開催を求めてあっせん申請を行ったこと
甲 6	「申」第 2 号 (写)	2024. 2. 19	申立人	2023 年度年末手当の団体交渉において、被申立人が不誠実な対応を行ったこと
甲 7	ジャストニュー ス No.26 (写)	2024. 6. 19	申立人	団体交渉で「誰に聞いてもわかりませんでした」と不誠実な回答したこと
甲 8	就業規則(労働時間等) (写)	2023. 3. 18	被申立人	記事欄に「本社及び会社が指定する社員に適用する」と記載があること
甲 9	ジャストニュー ス No.27 (写)	2024. 6. 24	申立人	就業規則の文言をこっそり削除していたこと
甲 10	ジャストニュー ス No.33 (写)	2024. 8. 4	申立人	年間休日 120 日に対して、不誠実な回答に終始したこと
甲 11	「甲」第 6 号 (写)	2024. 8. 1	申立人	就業規則の文言削除したことに対する申し入れをしたこと

甲 12	ジャストニュー スNo.38 (写)	2024. 9. 7	申立人	年間休日 120 日について「過去の記録を含めて確認したが、経緯は不明である」と回答したこと
甲 13	「申」第 15 号 (写)	2025. 2. 14	申立人	年間休日数を 120 日にすることを求め続けていること
甲 14	「申」第 16 号 (写)	2025. 4. 26	申立人	「申」第 15 号の再申し込みをしたこと
甲 15	ジャストニュー スNo.70 (写)	2025. 5. 23	申立人	「これまでの回答を変更する考えがない」と回答したこと
甲 16	「申」第 1 号 (写)	2025. 8. 25	申立人	基準労働時間 7 時間 45 分の社員の年間休日数を（113 日）を本社社員と同様の 120 日にすることに求めたこと
甲 17	ジャストニュー スNo.95 (写)	2025. 11. 30	申立人	年間休日 120 日について、これまでと同じ回答をしたこと

以 上